

医療費自動精算システム保守仕様書

1 基本要件

(1) 保守管理体制等

「2 保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。

保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。

保守管理業務の実施に当たっては、京都府立医科大学附属病院（以下「病院」という。）運用委託者及びその他のシステム運用者等の関係者と必要な連絡調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。

(2) 保守管理区分

受託業者は、納入した全てのハードウェア・ソフトウェアについて、当該機器を利用している間において、保守管理を行うこと。

病院が提供する開発プログラム及び他システムプログラムに関する保守管理は含まない。

(3) 使用機器、材料の負担区分

保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託業者において用意すること。（トラブル対応として備蓄する代替機を含む。）

保守管理期間中、交換部品、代替機種等の調達等保守部品の調達が可能であること。

(4) 保守管理期間

令和2年1月1日から令和7年12月31日まで

2 保守管理の内容

(1) 対応時間

平日（土日祝及び年末年始の休診日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間に連絡を受けた障害については全て対応すること。

この時間以外に発生した障害についても、病院と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。

(2) 障害対応

受託業者が納品したハードウェア及びソフトウェアにおいて障害が発生した場合は、次の要件に従い、直ちに復旧回復のために必要な措置を行うこと。

なお、障害連絡は病院又は運用委託者から行う。

ソフト障害において、配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、運用委託者と協力して、必要な措置を行うこと。

ハードウェアに障害が発生した場合、代替機の設置等により、システムの利用が速やかに行えるよう努めること。

(3) 障害切り分け作業

障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必ず必要な協力を行うこと。

(4) 報告

保守管理業務を行ったときは、その都度病院に対して実績報告書を提出すること。
特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について病院に報告すること。